情報信託機能の認定スキームに関する検討会(第19回)議事概要

日時: 2021年8月2日(月)16時00分~18時00分

場所:Web 開催

構成員) 宍戸座長、生貝構成員、石原構成員、伊藤構成員、井上構成員、太田構成員、 落合構成員、高口構成員、小林構成員、立谷構成員、田中構成員、長田構成員、 日諸構成員、藤本構成員、古谷構成員、真野構成員、美馬構成員、森構成員、 森田構成員、山本構成員、湯浅構成員、若目田構成員

説明員) 山本構成員、生貝構成員

オブザーバー) 内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室、個人情報保護委員会事務局、 一般社団法人日本 IT団体連盟

事務局)総務省、経済産業省

- □資料19-1「意見に対する考え方(案)」について事務局より説明。
- □資料19-2「【修正箇所等抜粋】情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会とりまとめ(案)」について事務局より説明。
- □資料19-3「プロファイリングと情報銀行」について山本構成員より説明。
- 口資料 19-4 「EU のプロファイリング規制に関わる GDPR $+\alpha$ ルールの方向性」について 生貝構成員より説明。
- □資料19-5「今後の情報銀行の展開に向けた取組み」について事務局より説明。

□意見交換

<意見募集の結果に対する考え方>

- ●Pマーク等を有しない提供先からPマーク等を有する委託先への委託スキームについて、 業務の委託関係と個人情報の取扱いの委託関係が一致する場合もあれば、一致しない場合 もあり、関係が一律に決まるものではない。個別の事案によって、個人情報の取扱いについ ても委託関係にあるとみなせるケースとそうではないケースがあり、両方に対応した回答 がよい。(個情委 赤阪参事官)
- ●第一に、情報の取扱いの委託を行う場合には、情報銀行と提供先と委託先の三者の中で誰が個人情報の取扱い、また委託を行ってるのかを明確化した上で、保有個人データの開示を受けるべき者が法律上誰であるのかを決めておく必要がある。第二に、情報銀行の利用者である個人から見て、保有個人データの開示請求先が誰になるのかを明確にしたうえで、いずれに開示請求をした場合でも、提供先と委託先間で調整の上開示自体はなされるよう体制を整えておく必要がある。これらは、実際の認定指針あるいは情報銀行のサービス設計上の落とし込みの上で重要である。(宍戸座長)
- ●本意見募集の結果に対する考え方は、意見募集結果の報道発表の際に附属資料として公開されるのか。(真野構成員)
- ●意見募集結果は、情報信託機能の認定に係る指針 ver2.1 公開の際の報道資料と共に公表

する。(事務局)

- ●本検討会の議事録については原則公開とし、発言の非公開を望む構成員はその旨を申し出るということにすべきではないか。(真野構成員)
- ●個人の情報コントロール権限の内容・存在を明定することの提案意見について、回答が指針やモデル約款から想定されるという書き方になっているが、恐らく質問の趣旨は、上記の点は理解した上で、明確に個人のコントロール権限の存在を記載することを求めていると考える。個人の情報コントロール権限について、例えば枠組みとして記載するなど、何らかの形で記載すべきであるという趣旨の意見であるとすれば、私自身も当意見に賛成である。(古谷構成員)
- ●指針自体が事業者の認定基準を定めたものであるため、個人の権利をそのまま記載するのではなく、個人の情報コントロール権限の確保のための仕組みがどのように認定基準の中で整理されているのかが記載されていることを回答している。個人の情報コントロール権限について指針に明定することについては、検討させていただく。(事務局)
- ●「認定基準が厳しく、提供先が限られてしまうことが、認定取得および認定情報銀行の普及拡大の妨げになっている」という認識が間違いであるという指摘が2つの団体から寄せられた。認定基準を緩めてより多くの認定をすることが情報銀行の普及につながるわけではないと以前から考えていたところ、今回の指摘により確認が取れたのは重要なことである。真野構成員の議事録は原則公開すべきとの御意見に賛成である。(森構成員)
- ●議事録の原則公開に賛成する。(長田構成員ほか)
- ●個人の情報コントロール権限という文言について、「権限」とは個人のものとして使用することはあまりなく、rightであるならば「権利」との表記が適当である。(山本構成員)
- ●御指摘はいずれももっともであり、パブコメ返しに反映できるものは反映する。個人が情報コントロールの権利を有する形の合意をするとの点につき、コントロールの権利は法律、あるいは当事者間の契約で設定されるものである。情報銀行が個人との間で権利を設定する契約を締結するという方法に誘導する形で認定指針に記載する等、各種のルールについて今後検討する際、個人がコントロールの権利を有するという趣旨を明確にすることとしたい。議事は非公開にすべきでないとの意見については、今後は原則名入りの議事録を公開したい。ただ、特定企業の機微事項、営業秘密に係る事項について取扱う場合においては、非開示を前提とし調整させていただく。(宍戸座長)
- ●本検討会の傍聴についても実施していただきたい。(森構成員)
- ●損害額算定に関する意見について、損害額といった個人情報の負の価値については、JO モデル等あるが、課題も多く現実的な運用は難しいと感じている。損害をどのように(どこまで)捉えるかという点は、プライバシーの考え方にも関わってくる問題なので、今後に向けて問題意識としては持っていた方がよい。(高口構成員)

<プロファイリングに係る有識者ヒアリング>

●1点目として、プロファイリングに、プロファイリング先の人の心理への介入も含めて議論いただいている認識であるが、これらの切り分けについてもう少し整理すべきではない

か。2点目として、「要配慮プロファイリング」という提案について、考え方自体は良いとは思うが、実際の現場ではプロファイルが明確に作成されることはないに等しく、AIを使用する場合、学習した結果として何らかの傾向を推奨するような形になる。例えば、ある商品をレコメンドするアルゴリズムをつくり、過去の購買傾向から買ってくれそうな顧客を計算した際に、結果として高齢者で、かつ独り暮らしという人がターゲットとなるということがあるが、実際の作業として、そのようなプロファイルを作成するわけではない。。3点目として、GDPRの22条の完全自動化決定の「原則禁止」とあるが、prohibitedという単語は使用しておらず、同意があれば可能であって、例えば広告も同意をもとに行われていると認識しており、原則禁止というのは誤りではないか。(美馬構成員)

- ●今回のようなプロファイリングの捉え方により、プロファイリングそのものが悪く見えるおそれがあり、イメージの悪化を防ぎたいという考えであると思うが、確かにそれには一定程度配慮すべきだろう。プロファイリング自体の問題と、これに基づいて結果的に心理的な誘導を行う問題とは違うというのは理解できるが、プロファイリング自体がプライバシー侵害に当たる場合もありえよう。ただ、当該プロファイリングがどのような影響を与えるか、といったインパクトアセスメント等は重要だろう。GDPRの22条は prohibited という単語は使用していないので、確かに「原則禁止」という言葉は強いかもしれない。ただ、自動的に決定されない「権利」とは書いてある。「権利」という言葉は法的には強いもので、「権利」と「原則禁止」のどちらが強い制限なのかは分からない。もっとも、訳語としては「原則禁止」という言葉は避けた方がよいかもしれない。今後気をつけたい。(山本構成員)
- ●「要配慮プロファイリング」について、個人信用情報を扱う局面、例えばローンの与信審査に利用する場面で、勤務先が宗教団体等であるといった情報が収集される可能性がある。 このような場合、原則は排除すべきとしながら、本人の同意があれば可能として例外処理をしてよいのか。

また、本人が亡くなった場合のデータの取扱いについて、SNS等も独自に対応しつつあるが、データバンク的なものの相続についてどう考えるべきであるか。(湯淺構成員)

- ●宗教団体に属している等の情報を同意のもとプロファイリングに使用することについては慎重であるべきと考える。勤務先をインプットするとしても、「宗教団体」といった言葉を使わず、一段丸めた表現を使うなどの配慮が必要ではないか。出さないとスコアが落ちるかもしれないというプレッシャーの上で、出しても出さなくても良いとすると出さざるを得ないと考えてしまうこともあり得る。(山本構成員)
- ●死後のデータ相続の問題に関して、知る限りでは、EU 法制レベルでの対応は見たことがなく、データガバナンス法も確認したが、死後のデータの扱いについての明示的な記載は見当たらなかった。他方で情報銀行などを含むデータシェアリングサービスに関しての細かいルールも法の枠組みの中作成されてくると思うところ、最終的な利用規約への反映も含めて、データガバナンス法の文脈で入ってくるかもしれない。(生具構成員)
- ●禁止カテゴリーを創設し、その中のデータについては同意がある場合でも取り扱うべきではないと解する余地は、十分あると考える。この場合、禁止カテゴリーといったデータの種別で考えるほか、リクナビ事件のように、スキーム自体がフェアではないとしてデータの

処理に着目し、当該行為を禁止するやり方もある。

CEマークの運用について、民間が第三者認証を担う場合、監督機関はどのような機関を 想定されているのか。

既に成熟している業者や業界に対しては、デジタル市場法案のような規律は有効である と思うものの、情報銀行のような成長途上の業界では、ビジネスの健全な育成に対して逆に 作用するリスクがあり、留意すべきではないか。(小林構成員)

- ●禁止カテゴリーでは情報ベースで類別していくか、スキームベースで類別していくのか、 どちらの考え方もあり得ると思う。何かしらの同意があっても駄目なケースは洗い出すべ きという趣旨で記載した。(山本構成員)
- ●CEマーキングの監督機関について、詳細は認識していないものの、コンピテント・オーソリティを加盟国が指定し、データ保護当局、競争当局と協力するとあり、新しく指定するように見えるが、場合によっては基本権保護としてデータ保護当局が監督機関になる場合もあると思う。

デジタル市場法案的なプラットフォーム規制に関しては、今回のスコープとは重ならない部分も多いとは思いつつ、ルールを考えていくにあたって、規模やリスク等による広い意味での非対称規制をどう考えていくかという意味でも参考になる部分はあると思った。(生具構成員)

●「要配慮プロファイリング」という視点に関し、要配慮個人情報ではない情報から最終的に「要配慮プロファイリング」が行われる可能性があるのであれば、禁止カテゴリーの創設は重要となってくる。

また、ターゲティング広告やレコメンドのような「一般的プロファイリング」を行う過程で要配慮プロファイル的な要素が入り込む場合の取扱いは重要な論点であり、データ倫理審査会等の審査体制が今後重要になってくるのではないか。(高口構成員)

- ●「一般的プロファイリング」のプロセスの中で、要配慮的な要素が出てくるので線引きが難しい。両者の区別が相対的なものであるという点についてはそのとおりだと思う。やはりインパクトアセスメントなり一般的プロファイリングについても審査会が把握し、場合によっては要配慮に引き上げる等の判断することもあり得ると考える。(山本構成員)
- ●異議申立ては個人の救済という意味でも重要だと思うが、事業者のリスク評価において、 消費者の異議申立てを通じてリスク評価を見直すというアプローチもあると思う。

消費者権利指令のパーソナライズド・プライシングにおける通知義務について、消費者から見たときに事業者がどのような内容の通知・表示すべきかについて、何か規律はなされているのか。(古谷構成員)

- ●アセスメントしてフィードバックするというエコシステムをどのように適切に回していけるのかが重要であり、個別の救済の結果がシステミックな対応、フィードバックに繋がりアルゴリズムの修正を導くこともあり得る。この両者をどう有機的に結びつけるか、エコシステムをどう構築していくのかが重要である。(山本構成員)
- ●消費者権利指令の情報提供に関しては、事業者に対する消費者への情報提供義務という 規律の仕方になるが、パーソナルプライシング自体がまだ広く使われていないこともある

ので、今後よく調べていきたい。(生貝構成員)

●生貝構成員の発表にあったプラットフォーマー規制については、情報銀行が将来的に市場の中で競争上優位になってきた場合には取り入れることを考えていくべきであるが、現状の情報銀行において取り入れるのであれば、特に重要なものに限って取り入れることになるのではないか。

「要配慮プロファイリング」では、該当する行為を具体化し、明確にすることがとても重要である。例えば信用情報のみ受け取った場合、元のデータに何が含まれていたのか分からないこともあるので、信用スコアをそのまま使用する場合については一定の上積み要素が必要だと本検討会でも議論していた。そうすると、どこまで元のデータの中に含まれていたものを考慮すべきなのかが問題となる。また、情報銀行自身がプロファイリングをする場合や、第三者に委託した場合にどこまで許容され、これらに差をつけるべきか等の点について、信頼性が一番高い情報銀行自身が担う際は特に厳しくするという考え方もあると思う。

山本構成員資料の10頁に挙げられている人事採用や人事考課の例では、出身地のような社会的身分に繋がる情報もあるが、そうではない情報から判断している場合もある。個情法上の要配慮個人情報のみに限定して議論するのか、情報銀行におけるプラスアルファの規律として要配慮である部分を広げて考えるのか、どちらを念頭に置いているのか。(落合構成員)

- ●「要配慮プロファイリング」の定義を、要配慮個人情報を推知するプロファイリング「等」 と記載しているので、個人情報保護法上の要配慮個人情報よりも広めの捉え方をしている。
- 「要配慮プロファイリング」の規律は、情報銀行が具体的に果たす役割によって変わってくるものであり、信用スコアについてのパターン $1\sim3$ のいずれに相当するものであるかによっても変わり、データ倫理審査会の役割も場面で変わってくる。具体的な場面で生じる責任については、今後議論していきたい。(山本構成員)
- ●山本構成員資料の12頁、13頁に関連し、情報提供元事業者が「要配慮プロファイリング」を行う場合も想定すると、提供先事業者が「要配慮プロファイリング」を行う場合と同様に、提供元でデータ倫理審査会に類似する機関(同等機関)があり、上記機能を有しているかについて審査する必要がある。(伊藤構成員)
- ●あつまれ動物の森などに見られるアバターに個人情報を貯めていく動きなど、新しいネット上の動きについてもウォッチしつつ検討したい。(立谷構成員)
- ●GDPRを参考にする場合、情報銀行の包括同意での第三者提供が認められているのは 特殊な部分なので、プロファイリングなどの検討を進める上でも、考慮する必要がある。個 別同意なのか包括同意なのかによって、基準は変わってくる。(太田構成員)

<今後の情報銀行の展開に向けた取組み>

- ●プロファイリング関係の対応をどう認定指針などに入れていくかは、令和2年改正の個人情報保護法の不適正利用禁止の問題を情報銀行としてどう受け止めるかという問題でもあり、そういった検討を今後深掘りしていく。(宍戸座長)
- ●プラットフォーム認定制度の導入について、同意取得管理プラットフォームなど情報銀

行事業に必要な機能の一部を認定するとのことだが、どういう認定なのか。(森構成員)

- ●現在の情報銀行認定制度の枠組みを超えるものではなく、情報銀行認定の基準の中でプラットフォームシステムに該当するところを切り出し、その一部プロセスを認定の対象とするものである。システムの安全性確保、本人の権利への対応など、個人情報を取得する主体者として、実際に情報銀行を運営するには様々なプロセスの部門がある中で、システム面、インフラ面を別の事業者が行う場合に要求される事項である。つまり、情報銀行認定制度のうち一部のプロセスの委託先事業者としての要求事項をまとめるものを想定している。(日本IT団体連盟 野津氏)
- ●ポータビリティの推進について、概念的にも非常に重要な問題である。情報銀行のこれまでの検討は、ポータビリティに着想を得て検討してきた部分が大きく、個人に任せるのではなく、誰か信頼に足る人に任せて、そこから出さない方がよいといった発想でやってきた部分も結構あったと思う。さらに第三者へ情報銀行が渡しやすくするのか、それとも一旦本人に戻してしまったら、本人の判断もある程度尊重する形にするのかは、情報銀行の本質的な、誰を信頼するのかという根幹に関わる話である。(落合構成員)
- ●秘密計算や自由会話等の新しいプライバシー関連技術を活用するところについて、ぜひ進めていただきたいが、単純に技術を適用したから情報銀行として認められるといった枠組みはないという前提のもと議論をしていただきたい。実際に技術を適用する時に、どのようなルールに基づいて適用したら情報銀行の場合うまくいくという、ルールとセットで議論する必要がある。(美馬構成員)
- ●準公共分野のプラットフォーム、地方公共団体との連携について、デジタル庁の包括的データ戦略と整合した取組みとして賛成する。包括的データ戦略では情報銀行の前段にデータ取引市場について示されているところ、今後はデータ取引市場との棲み分けの検討が重要である。コロナ禍もあり、多くの認定情報銀行が誕生しているわけではない中で、データ取引市場とは馴染まない分野もあると思う。準公共、地方等は情報銀行の仕組みが活きる分野として期待を持って検討していきたい。(高口構成員)

以上